

いじめ防止対策推進法に基づく本校の取組について

帯広市立若葉小学校

本資料は、「いじめ防止対策推進法」（以下、法という。）の趣旨や法を踏まえた学校の取組を保護者に理解していただくことを目的に作成しました。

1 いじめの定義について いじめの定義は法第2条に次のとおり定められています。

いじめとは、児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）で、その行為の対象になった児童が心身の苦痛を感じているものをいいます。

いじめ
とは？

一定の人間関係にある他の児童生徒が行う

心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上も含める）

行為を受けた児童が心身の苦痛を感じている



それでは、次のケースはいじめにあたるでしょうか？ 考えてみましょう！！

同じクラスの児童と遊んでいるうちに、自分の嫌がる顔やポーズをさせられ、スマートフォンで撮影された。そして、その画像は友達のための SNS を通じて拡散された。ただし、その行為は「一度きり」で、今は行われなくなっている。自分としては、その画像のことを考えると、とても苦痛だ。



仲の良い友達の間で、たとえ一度きりで、今、行為が行われていなくても、行為を受けた児童が心身の苦痛を感じていれば、学校はいじめとして認知し、解消に向けて対応します。

いじめの対応について

- ・学校は学校いじめ対策会議で対応します。
- ・「けんか」や「ふざけ合い」であっても、目に見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情を把握し、児童生徒の感じる被害性に着目して、いじめに該当するか否か判断します。
- ・いじめは、被害と加害の関係が入れ替わることもあることを踏まえて対応します。

いじめの解消について

- ・いじめが「解消している」状態とは、
 - ① いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること。
 - ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめ解消の判断は学校いじめ対策組織により、判断します。

2 「いじめ防止対策推進法」に定める学校の取組

本校では、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、「学校いじめ対策組織」を設置しています。

帯広市立若葉小学校
いじめ防止基本方針
(概要)
全文は学校 HP をご
覧ください。

「いじめ」とは「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍する学校に在籍している当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。」と定義し、「いじめ」は決して許されることではなく、どの子どもにも起こりうるものであり、その解決に向けて一丸となった取り組みの充実を図ります。いじめはどんなことがあっても許されないという認識を育てるとともに、安易にいじめは解消したと判断するのではなく、解消したかどうかの判断は、いじめが止まっている状態が継続（3か月が目安）し、被害者が心身の苦痛を感じていないことを条件と定めます。

帯広市立若葉小学校
いじめ対策組織
の役割や活動

○構成員
校長・教頭・生徒指導部長・各学年主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・スクールカウンセラー・PTA 会長・学校運営協議会委員
○役割や活動
いじめ未然防止・早期発見及びいじめ発生時への対応について、児童アンケートの実施・分析や年間の取組計画の見直し・改善を図るとともに、いじめ発生時には、校内体制の確立・解決への指導策等を決定します。

本校の
いじめ防止
プログラムの活動

○運動会や学習発表会など、教科・領域の関連を図ったプログラム
○児童会との関連を図ったプログラム
○PTA による標語コンクールなど社会教育と連携した体験活動との関連を図ったプログラム
○道徳の授業や情報モラル教育など、道徳教育・人権教育・情報教育等と関連を図ったプログラム

不明な点やいじめに関する相談は、遠慮なくご相談ください。

いじめに関する相談は、学級担任の他、相談しやすい教職員に遠慮せず相談してください。また、相談窓口として、「いじめ対策組織」を設置しています。気軽にご相談願います。

令和6年度の帯広市立若葉小学校のいじめ対策組織担当は、中村拓史教諭です。

連絡先 0155-36-7371（学校代表電話）

北海道教育委員会でも相談窓口を設置しています

相談窓口	電話番号	相談時間等
北海道子ども相談支援センター（電 話）	0120-3882-56	毎日 24 時間
（メール）	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	
北海道立特別支援教育センター（電 話）	011-612-5030	祝日・年末年始を除く平日 9～12 時 12～17 時
（メール）	tokucensoudan@hokkaido-c.ed.jp	
十勝教育局教育相談電話（電 話）	0155-23-4950	



子ども相談支援
センターイメー
ジキャラクター

道教委のホームページで、道のいじめに関する条例や基本方針の内容、いじめの調査結果などを確認できます。

学校教育局生徒指導・学校安全課

<https://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/index.ht>

